公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び 種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実 施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合 国所管、都道 府県所管の区 分	備考
郡山外(6)建築工事監理業務 福島県郡山市、西白河郡西郷村、 双葉郡川内村、白河市 R6.12.4~R8.6.30 監理業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月3日	(株) 泉創建エンジ ニアリング 東京都文京区大塚3 -5-10	3010001037401	一般競争入札 (総合評価)	29, 944, 699円	29, 810, 000円	99. 55%		
郡山外(6)設備工事監理業務 福島県郡山市、西白河郡西郷村、 双葉郡川内村、白河市 R6.12.4~R8.6.30 監理業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月3日	(株)企画設備設計 宮城県仙台市泉区八 乙女中央3-11- 16	2370001000596	一般競争入札 (総合評価)	34, 146, 191円	33, 990, 000円	99. 54%		
大湊 (6) 宿舎PFI導入可能性調査 青森県むつ市 R6.12.13~R7.6.30 調査業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月12日	(株)長大仙台支社 宮城県仙台市若林区 新寺1-2-26	5010001050435	一般競争入札 (総合評価)	17, 476, 353円	15, 840, 000円	90. 64%		
松島(6)雨水排水整備土木工事 宮城県東松島市 R6.12.18~R10.3.15 土木一式工事	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月17日	前田建設工業(株) 東北支店 宮城県仙台市青葉区 二日町4-11	4010001008789	一般競争入札 (総合評価)	1, 018, 505, 241円	927, 300, 000円	91.05%		
海自大湊 (6) 火薬庫新設土木その他調査検討 青森県むつ市 R6.12.18~R7.10.31 調査業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月17日	パシフィックコンサルタンツ (株) 東北支社 宮城県仙台市青葉区 一番町1-9-1	8013401001509	一般競争入札 (総合評価)	85, 638, 408円	83, 446, 000円	97. 44%		
加茂外(6)警備施設整備等設備 設計 青森県むつ市 R6.12.19~R7.7.31 設計業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月18日	(株) 三友ファシリ ティーズデザイン 長野県松本市征矢野 2-8-10	7100001001170	一般競争入札 (総合評価)	50, 570, 920円	48, 400, 000円	95. 71%		

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、場所、期間及び 種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実 施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		備考	
三沢米軍 (6) 建築工事監理業務 青森県むつ市 R6.12.21~R8.12.20 監理業務	支出負担行為担当官 東北防衛局長 池松英浩 仙台市宮城野区 五輪1-3-15	令和6年12月20日	(株) 熊澤建築設計 事務所 青森県青森市長島2 -10-22	6420001000810	一般競争入札 (総合評価)	24, 466, 956円	24, 200, 000円	98. 91%		24		
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。